

『令和6年3月18日開催』

福祉保健常任委員会

委員長報告

【令和6年3月定例会】

(令和6年度関係議案)

委員長 福田洋子

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次ご報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第3款「民生費」及び当該歳出に係る歳入並びに第3条第3表「債務負担行為」及び第4条第4表「地方債」のうち民生費に関する事項についてを一括議題といたしましたところ、社会福祉総務費にかかわり、本格実施する重層的支援体制整備事業の詳細について、児童健全育成費にかかわり、自治体マイナポイント事業の実施に伴う課題について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、児童健全育成費の自治体マイナポイント事業負担金については、マイナンバーカードの取得は義務ではないにも関わらず、子どもの意思確認もなく、自治体が1万円相当のポイントを付与してまでマイナンバーカードの取得を誘導するものであり、反対するとの意見。

また、重層的支援体制整備事業は8050問題など、複合化した諸問題に対応すべく必要な事業と考えること、子ども医療費の支給対象年齢の拡大はさらなる子どもの健全な成長に寄与するものであること、自治体マイナポイント事業は子育て世帯へのさらなる支援になるとともに、マイナンバーカードの取得促進につながることから、賛成するとの意見。

さらに、重層的支援体制整備事業の本格実施、子ども医療費の拡充及び高齢者への支援については高く評価する。自治体マイナポイント事業についても推進しなければならないと考えることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、一括採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第21号「川口市介護保険事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、歳入にかかわり、保険料改定による所得段階ごとの影響額について、保険料の上昇を抑制する取り組みについて等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、第9期計画期間中の保険料については、介護給付費の増加により低い所得段階において引き上げが行われており、反対するとの意見。

また、保険料の改定にあたり、近年の物価高騰などから介護サービス事業への影響は避けられないものであり、増額はやむを得ないものであると考える。一方で、保険給付費等支払基金の取り崩しや介護予防の取り組み強化による介護給付費の抑制に努めており、低い所得段階の被保険者に対する配慮が見られることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第41号「川口市重度要介護高齢者福祉手当支給条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第75号「川口市介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、討論へと移行し、まず、第9期計画期間中の保険料については低い所得段階において、引き上げが行われており、反対するとの意見。

また、保険料の増額はやむを得ないものであると考える。一方で、低い所得段階の被保険者に対する配慮が見られることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第76号「川口市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、本条例に規定する新興感染症の想定について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第77号「川口市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する条例」を議題といたしましたところ、本市の介護療養型医療施設の移行状況について、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第42号「川口市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第73号「川口市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、新たに設置される地域連携推進会議とこれまでの取り組みとの違いについて、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第74号「川口市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第38号「川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第22号「川口市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算」を

議題といたしましたところ、母子父子寡婦福祉資金貸付費にかかわり、貸付金の減額理由の詳細について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第40号「川口市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第62号「公の施設の指定管理者の指定について（川口市立新郷保育所）」及び議案第63号「公の施設の指定管理者の指定について（川口市立芝南保育所）」の以上2議案を一括議題といたしましたところ、議案第62号にかかわり、当該保育所における保育士の雇用の継続について、現在の指定管理者の指定期間における中間評価の結果について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、議案第62号については、指定管理者が変更となるものであり、保育の安定性や継続性が担保されていないこと、子どもへの影響が大きいと考えることから、反対するとの意見。

また、指定管理者制度の導入は、民間活力による企画、アイデアを生かすことで従来にないサービスを提供することができると考える。今回の事例で指定管理者の移行がスムーズに行われれば今後の好事例にもなることから、賛成するとの意見。

さらに、指定管理者制度の導入により民間の特色ある保育を取り入れられることに加え、市の運営方法を民間に伝えることにより互いの相乗効果が見込めると考える。指定管理者制度を導入した保育施設においても市からの適切な助言、指導を継続することを要望し賛成するとの意見がそれぞれ述べられた後、個別採決の結果、議案第62号は起立者多数で、議案第63号は起立者全員でそれぞれ可決と決しました。

次に、議案第39号「川口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、改正内容の詳細について、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、歳出の部、第4款「衛生費」第1項「保健衛生費」及び当該歳出に係る歳入並びに第4条第4表「地方債」のうち「保健衛生施設等整備事業」についてを一括議題といたしましたところ、予防費にかかわり、結核対策事業の増額理由について等、質疑応答の後、一括採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第37号「川口市感染症診査協議会条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第19号「川口市国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、歳入にかかわり、賦課限度額の改定による影響について、賦課事務費にかかわり、紙の保険証を廃止し、マイナンバーカードへ移行することの利点について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、賦課限度額の引き上げにより、決して高所得とは言えない世帯にも影響が及ぶこと、マイナンバーカードの健康保険証利用率が5パーセントに満たない状況で、紙の保険証をなくす必要がなく、自治体の事務の負担にもなっていることから、反対するとの意見。

また、歳出においては、特定健康診査受診率の向上や後発医薬品の普及促進による医療費の適正化により被保険者の健康増進に努めていること、歳入においては、国民健康保険税の収納率の向上が続いていることなどから、適正であると考ええる。マイナンバーカードを保険証として利用することについてはメリットが大きいと考えることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第43号「川口市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、討論へと移行し、まず、賦課限度額を2万円引き上げるとは、高所得とは言えない世帯にも影響が及ぶことから、反対するとの意見。

また、賦課限度額を法定の上限まで引き上げるとは、所得が一定以上の高所得者に法が定める応分の負担を求めることで、中間所得層の負担増を抑制するものであり、やむを得ないものである。国民健康保険財政の健全化に向け、さらなる収納率向上と財源の確保に努めることを要望し、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第61号「訴えの提起について（国民健康保険診療報酬及び高額療養費の不当利得返還等の請求）」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第20号「川口市後期高齢者医療事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、歳入にかかわり、保険料改定による影響額について、徴収費にかかわり、制度改正に伴う激変緩和措置について等、質疑応答の後、討論へと移行し、まず、後期高齢者は年金で生活している方も多く、収入増が見込めない状

況の中で一人当たり8,000円を超える負担増は認められないことから、反対するとの意見。

また、被保険者数と医療給付費が増大するなか、今回の保険料の改定は現役世代の負担を抑え、支え合いの仕組みを維持していくために必要と考えること、令和6年度においては、一定の収入以下の被保険者に対し、8.42パーセントの所得割率が適用されるなど激変緩和措置が講じられていることから、賛成するとの意見がそれぞれ述べられたる後、採決の結果、起立者多数で可決と決しました。

次に、議案第24号「川口市立看護学校事業特別会計予算」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第31号「川口市病院事業会計予算」を議題といたしましたところ、給与費にかかわり、看護師の確保策について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第44号「川口市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、質疑なく、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

最後に、議案第45号「川口市病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、施行期日を6月1日からとした理由について等、質疑応答の後、採決の結果、起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。